

強ひて理にあらずして債を徵りて多く倍して取りて
現に惡しき死の報を得る縁 第二十六

田中真人広虫女は、讃岐国美賀郡の大領外從六位上小屋県主宮手の妻なり。八の子を産生み、富みて貴く宝多し。馬と牛と奴と婢と稻と錢と田と畠と等有り。天年道の心無く、慳貪にして給与ふること無し。酒に多くの水を加へ、沾りて多くの直を取る。貸す日には小き升をもちて与へ、償す日には大なる升をもちて受く。出拳の時には小き斤を用、償し収むる時には大なる斤を以ちてす。利息を強ひて徵ること、太甚しく理にあらず。或るは十倍に徵り、或るは百倍に徵る。債ふ人は耳を没くし、心を甘しとせず。多人の方愁へて家を棄てて逃げ、他国に躰躰ふるひと、此の甚しきに過ぎたるは無し。広虫女、王の闕に召されて、三種の夢を示さる。「一は、二宝の物を多く用て報ざる罪。二は、酒を沾りて多くの水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を両種用至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく「闍羅宝龜七年六月の一日に、疾病的床に臥して、数の日を歿。故に七月の一十日に即日に死亡ぬ。七日を逕て、焼かずして置く。禪師と優婆塞と三十二人を請集め、九日の頃に、願を發して福を修ふ。其の七日の夕に、更甦還りて、棺の蓋おづから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上の方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。一の手牛の足と作り、爪皴けて牛の足の甲に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草を噉む。食ひ已りて船齢む。裸衣にして著ず、糞土に臥す。東西の人々々しく走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ちて戚慟み、五体を地に投げて、願を發すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雜種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司郡司見て解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。國舉りて、摶郡見聞く人、喟然き慄然ふ。因果を曉ずして、理にあらず義無し。是を以ちて定めて知る、理にあらずは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報すらなほし然り。いはむやまた後報をや。經に説きたまふが如し「債務を償はざれば、馬牛と乍りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は婦の如く、物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徵すこと分にあらずは、返りて馬牛と作りて、また債ふ人に役はれむ。故に過え徵ることなけれ。

史料(3) 統日本紀 下 延暦十年九月丙子条 (18日)

(延暦十年九月十八日)
 丙子、讃岐國寒川郡人正六位上凡直 千繼等言、千繼等改
 先星直、譯語田朝庭御世、繼國造之業、管所部之境、
 於是因官命氏、賜糸拔大押直之姓、而庚午年之籍、
 改大押字、仍注凡直、是以星直之裔、或爲讃岐直、或爲
 凡直、方今聖朝、仁均雲雨、惠及昆岐、當此明時、冀
 照覆鑑、請因先祖之業、賜讃岐公之姓、勅千繼等戶
 廿一烟依、請賜之。

文科(4) 日本三代史錄 十月四日是月条 讀岐永直卒

(貞觀四年八月)
 是月、從五位下守大判事兼行明法博士讃岐朝臣永直卒、永
 直者右京人也、本姓讃岐公、讃岐國寒川郡人、幼齒大學、
 好讀律令、性甚聰明、一聽暗誦、弘仁六年補明法得業生、
 兼但馬權博士、數年之後、奉試及第、天長七年春爲明法
 博士、同年夏爲右少史、明法博士如故、尋轉左少史、八年
 兼勘解由次官、承和元年正月授外從五位下、爲大判
 事、明法博士如故、是年兼勘解由次官、三年賜姓朝臣、
 改本居隸右京職、俄而兼出雲權介、還兼阿波權掾、十
 三年、法隆寺僧善愷向官告檀越少納言登美真人直名有
 犯之狀、右少辨伴宿禰善男、與參議右大辨正躬王等執論
 差躋、善男辨口便佞、蒙帝寵遇、遂誣正躬王等許容善

歸休於家、天安二年文德天皇勅曰、明法博士、是律令之宗
 師也、惜其齒在耆老、不傳正說、宜令好事諸生、
 就其里第、受讀善說、永直閑臥私第、授律令於生徒、式
 部省就門庭、行講竟之禮、法家榮之、以壽終焉、時年八十、
 永直自爲官吏、爰及晚節、歷任勘解由次官、使判
 决之道、能究其旨、爲彼使司者、今猶爲准的焉、嘗大
 判事興原敏久、明法博士額田今人等、抄出刑法難義數十
 事、欲遣問大唐、永直聞之、自請詳解其義、累年疑滯、
 一時水釋、遣唐之間、因斯止矣、長子時人伝父業、改姓
 和氣朝臣、少女爲光孝天皇更衣、生源皇子舊鑒、